

米に関するマンスリーレポート(北陸版)

(令和8年7月号)

新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的考え方について

水田政策については、6月10日に開催された米の安定供給等実現関係閣僚会議において、以下の基本的な考え方に沿って、今後、詳細な制度設計の検討を進めることとされました。

今後、地方説明会等を実施して現場の意見を丁寧に把握しつつ、支援単価・要件等の詳細な制度設計の検討を進めてまいります。

新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的考え方

今後、農業者の急減など農業の構造変化が見込まれる中で、将来にわたり国民へコメをはじめとする食料の安定供給を果たすため、水田・畑に関わらず、土地生産性の向上（単収の向上）と労働生産性の向上（省力化、コスト削減）の双方を進め、多様な需要に応じた生産による田畑フル活用により食料安全保障の強化を図る。

食料の安定供給に向けた現行支援策と見直しの方向性（参考）

○生産性向上・付加価値向上に向けた施策

	品目	現行支援策	見直しの方向性
水活	主食用米	—	—
	うち業務用米	—	当面、単収向上等の支援を検討（業務用米）
	非主食用米		生産性向上に向け、 10a当たりの収量に応じた単価で支援
	うち米粉用米等	10a当たりの収量に応じた単価で支援	
	うち新市場開拓用米等		
	麦、大豆、飼料作物	10a当たり定額の単価で支援	
産地交付金	都道府県等が指定した品目	資金枠の範囲内で都道府県等が助成内容を設定。付加価値向上等の取組も支援。	資金枠の範囲内で都道府県等が助成内容を設定。付加価値向上等に向けた目標を設定した上で、その取組を支援。
環境直接支払交付金	各品目共通	有機農業等の取組を支援	有機農業等の取組を支援（環境直接支払交付金の見直し）
その他	麦、大豆、新市場開拓用米、飼料作物 等	実需者の求める品質・数量などを安定的に供給する取組を支援。米・麦・大豆の種子を安定的に供給する取組を支援。	同左

○地域の営農・共同活動の継続に向けた施策

	品目	現行支援策	見直しの方向性
中山間地域等直接支払交付金	—	中山間地域等における条件不利を補正することで将来に向けた農業生産活動の継続を支援	中山間地域等における条件不利を補正することで将来に向けた農業生産活動の継続を支援（中山間地域等直接支払交付金の見直し）
多面的機能支払交付金	—	地域の共同活動を支援	地域の共同活動を支援（多面的機能支払交付金の見直し）

クマにご注意ください！

各地でクマによる人身被害が多発しています。農作業などを行う際は、クマとの不意の遭遇に十分ご注意ください。

農作業を行う際に注意すべき事項

- 作業中にラジオなど音の出るものを携帯するなど、自分の存在をアピールすること。
- クマの出没情報に留意し、クマの行動が活発になる早朝、夕方の作業時には、周囲に気を付けること。
- 頻繁にクマが出没する地域においては、できるだけ単独での作業は避けること。

もしも、クマに遭遇してしまったら

(近くにクマがいることに気がついた場合)

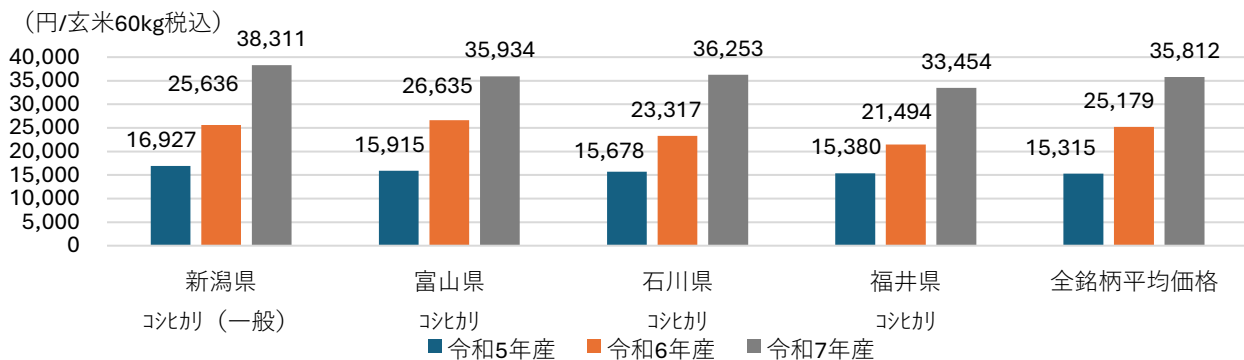
- 落ち着いて、クマに背を向けずに、ゆっくりとその場から離れ、命を守る行動をとること。
- クマを驚かすので、大声を出したり、走って逃げることは避けること。

(クマの痕跡を見つけた場合)

- 農作業中にクマの足跡等の痕跡を見つけた場合は、迅速な捕獲にも有効なことから、速やかに市町村へ報告すること。



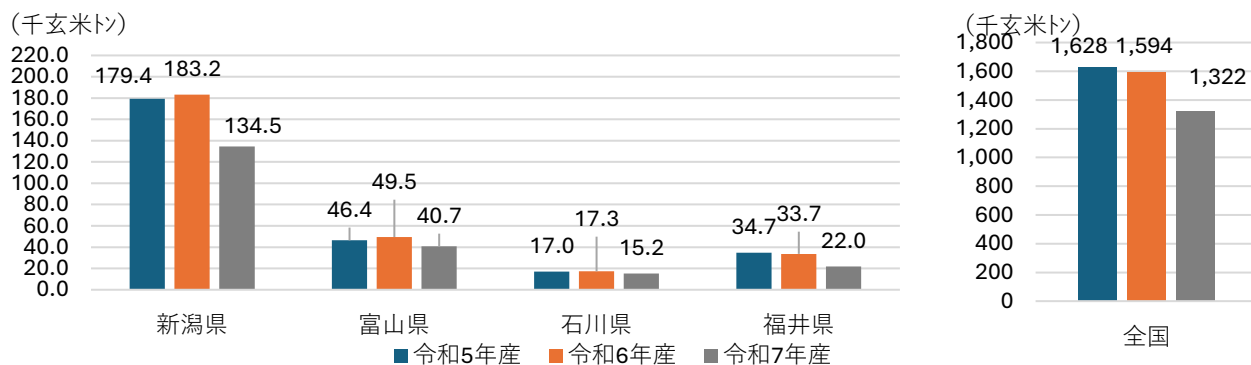
1 米の相対取引価格（令和7年産は出回りから令和8年5月までの平均価格、令和6年産及び令和5年産は出回りから翌年10月までの平均価格）



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注：1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
 2 価格は、出荷業者と卸売業者等との間で数量と価格が決定された主食用の相対取引契約の価格（運賃、包装代、消費税を含む1等米の価格）を加重平均したものである。
 3 価格に含む消費税は、軽減税率の対象である米穀の品代等は8%、運賃等は10%で算定している。
 4 加重平均に際しては、新潟は受渡地を東日本としているものを、富山、石川、福井は受渡地を西日本としているものを対象としている。
 5 相対取引価格は、個々の契約内容に応じて設定される大口割引等の割引などが適用された価格であり、実際の引取状況に応じて価格調整（等級及び付加価値等（栽培方法等））が行われることがある。
 また、算定に当たっては、契約価格に運賃を含めない産地在姿の取引分も対象としている。
 6 報告対象産地品種銘柄ごとの年産平均価格は、当該報告対象産地品種銘柄の出回りから当該月までの相対取引数量ウェイトで加重平均により算定している（7年産は速報値）。
 7 全銘柄平均価格は、報告対象産地品種銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均により算定している。
 8 令和6年産米の令和7年3月以降の取引は政府備蓄米を含む。

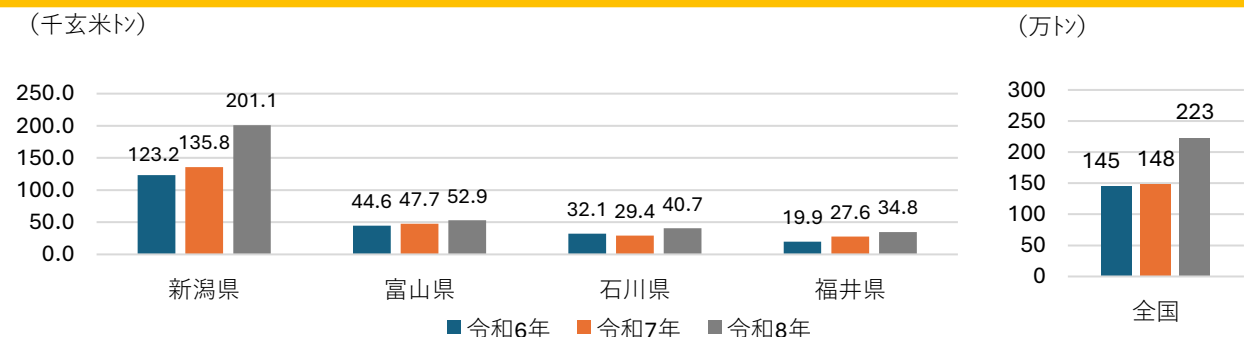
2 米の産地別販売状況（5月末現在）



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注：1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
 2 報告対象米穀は、水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米（醸造用玄米を含む。）である。
 3 販売数量は、集荷数量のうち契約のあと実際に卸売業者等に引き取られた数量である。
 4 全国欄には産地の特定が出来ない未検査米等を含んでいるため、産地の合計と一致しない。
 5 売り渡した政府備蓄米の数量を含む。

3 産地別民間在庫の推移（5月末現在）



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注：1 水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米（醸造用玄米を含む。）の月末在庫量（玄米換算）の値である。
 2 出荷段階は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の玄米仕入量が500トン以上）である。
 3 販売段階は、米穀の販売の事業を行う者（年間の玄米仕入量が4,000トン以上）である。
 4 全国欄には産地の特定が出来ない未検査米等を含んでいるため、産地の合計と一致しない。
 5 令和7年3月以降には、売り渡した政府備蓄米（入札及び随意契約による売渡し分）の数量を含む。



←もっと詳細な情報をご覧になりたい方は農林水産省HPへ
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/mr.html>
 もっと北陸の情報をご覧になりたい方は北陸農政局HPへ→
<https://www.maff.go.jp/hokuriku/>

